

指定基準

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第3条参照

- (1) (埼玉県内の下水道管理者に所属する) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 埼玉県内に営業所があること。
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 工事業者(法人にあっては代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 工事業者(法人にあっては代表者)が、条例第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (5) 前項第4号ウの規定に該当する場合で当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

※ さいたま市下水道排水設備指定工事店条例(抜粋)

第6条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は一定期間その資格を停止することができる。

- (1) 下水道に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 指定基準の要件を欠いたとき。
- (3) 正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。
- (4) 指定工事店として不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が責任技術者として不適格と認めたとき。

第15条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又は一定期間その資格を停止することができる。

- (1) 下水道に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 自己の職務について不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が責任技術者として不適格と認めたとき。